

「再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務」企画提案書作成等に関する質問への回答

令和8年8月20日

No.	企画提案募集要領・業務仕様書関連箇所	質問内容	回答
1	業務仕様書 4 委託業務内容	本条例施行後から直近までの期間に於いて、再生可能エネルギー地域共生促進税が適用された事業者(課税事業者)、もしくは適用されなかった事業者(非課税事業者)を、「宮城県内事業者」「宮城県外事業者」に分けてご教示頂きたい。	本件回答時点で、課税事業者はおりません。 事業計画の認定状況については、当課ホームページ「再生可能エネルギー地域共生促進税について」 (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/kyousei_tax.html) に事業者名を掲載しておりますので、そちらより御参照ください。
2	業務仕様書 4 委託業務内容	「掲載に関する一切の経費は受注者負担とする」とあるが、ここで指す【経費】とは、取材に伴う旅費・交通費などの費用(掲載費・制作費・取材協力費以外の費用)という認識で相違ないか。	取材に伴う旅費・交通費などの費用の外、掲載費・制作費・取材協力費を含め、受注者負担と御認識ください。
3	業務仕様書 4 委託業務内容	「掲載したメディア毎に情報発信結果を取りまとめ～」について、こちらは業務完了報告書としての提出と同義と捉えてよいか。 また、効果検証・分析にあたり貴県のHPのアクセス数などのデータを連携頂くことは可能か？	業務仕様書4(8)の「掲載したメディア毎に、発行部数、プレビュー数、クリック数等の情報発信結果をとりまとめ、効果の検証・分析を行うこと。」については、業務完了報告書としての提出で構いません。 当県のホームページのアクセス数などのデータの提供につきましては、当県の内規及び技術上、可能な範囲で対応いたします。